

表彰規程

(特別賞)

- 第1条 本会は定款第4条に基づき、有機合成化学または有機合成化学関連産業の発展のために永年にわたり特筆すべき貢献をなしたものに対し、有機合成化学特別賞（英文名 Special Award in Synthetic Organic Chemistry, Japan ; 以下特別賞）を贈る。
- 第2条 特別賞受賞者は、本会会員であることを要しない。
- 第3条 特別賞は、毎年1件以内を原則とする。受賞者に対して表彰状および記念品を通常総会開催のときに贈呈する。

(協会賞)

- 第4条 本会は定款第4条に基づき、有機合成化学または有機合成化学関連産業の発展に著しく貢献する研究または発明をなしたものに対し、有機合成化学協会賞（英文名 Synthetic Organic Chemistry Award, Japan）（以下協会賞）を贈る。
- 第5条 協会賞は、学術的なものおよび技術的なものそれぞれ毎年2件以内を原則とする。受賞者に対して表彰状、記念品および別に定める副賞を通常総会開催のときに贈呈する。

(奨励賞)

- 第6条 本会は定款第4条に基づき、有機合成化学または有機合成化学関連産業に貢献する優れた研究または発明をなした若手の研究者または技術者に対し、有機合成化学奨励賞（英文名 Incentive Award in Synthetic Organic Chemistry, Japan）（以下奨励賞）を贈る。
- 第7条 奨励賞受賞者は、当該年度の4月1日現在において満40歳に達しない研究者に限る。
- 第8条 奨励賞は毎年5件以内を原則とする。受賞者に対して表彰状および記念品を通常総会開催のときに贈呈する。

(受賞候補者の推薦手続き)

- 第9条 特別賞および協会賞並びに奨励賞の受賞候補者推薦手続は次の通りとする。
1. 特別賞受賞者は、理事の推薦をもとに選考委員会において選出する。
 2. 協会賞および奨励賞の推薦は、下記のルートによるものとする。
本会普通会員 ⇒ 支部推薦委員長 ⇒ 選考委員長
 3. 支部長は、協会賞および奨励賞受賞候補者を推薦するために、支部推薦委員会を設置する。当該委員会委員長は支部長が兼務し、また委員は各支部5名以上10名以内の範囲で支部長が選任する。
 4. 本会会員は、所定の推薦書により、受賞候補者を6月30日までに支部推薦委員長に推薦することができる。なお、海外在住の本会会員の推薦先は、原則として当該会員が離日直前に在籍していた支部の推薦委員長とする。
 5. 支部推薦委員会は提出された推薦案件について、類似業績の有無および特許上の問題点の有無等を考慮し、その結果をもとに、支部推薦委員長は、受賞候補者を7月31日までに選考委員長に推薦する。その際、奨励賞を対象とする推薦案件は、各支部5件以内に絞り推薦するものとする。ただし、5件以内に絞ることが困難な場合、その理由を明記した理由書を支部長が提出することにより、5件を超えて推薦できるものとする。
 6. 協会賞技術的なものの推薦書は2年間有効とし、1年目の選考に外れた案件は、翌年度も推薦されたものとして取り扱う。ただし、2年目に内容の修正・追加あるいは推薦辞退を認めるものとする。

(受賞者の選考)

- 第10条 特別賞および協会賞並びに奨励賞の受賞者選考手続は次の通りとする。
1. 選考委員会は17名をもって組織し、前任学界関係副会長が委員長となる。委員の構成は支部から推薦された選考委員と、専門分野や支部間および学界業界等のバランスを考慮して委員長が推薦した本部枠選考委員と

し、理事会の議を経て会長が委嘱する。本部枠推薦数および支部推薦数は下記の通りとする。

本部8名（委員長を含む）；関東、関西各支部2名；北海道、東北、東海、中国・四国、九州・山口各支部1名。

2. 選考委員会における特別賞受賞者の選考は理事の推薦者を対象とする。協会賞学術的なものの選考対象案件数は枠を設けず、協会賞技術的なものおよび奨励賞は原則としてそれぞれ7件以内および12件以内とする。
3. 協会賞技術的なものおよび奨励賞の推薦案件数が前項記載の件数を超える場合には、選考委員会の開催に先立って、選考委員会による書面予備審査を行い、前項記載の件数に絞り込みを行うものとする。
4. 選考委員会は委員現在数の2/3以上の出席がなければ開くことができない。委員はあらかじめ通知された事項について書面をもって決議に加わることができる。選考委員会の決議は委員現在数の半数以上の同意を要する。あらかじめ通知していない事項を可決したときは、これを欠席委員に通知してその賛否を求めて委員会の決議とすることができる。
5. 選考委員会は受賞候補者を選考し、選考理由書を付し、12月に開催される理事会の前日までに会長に報告する。
6. 会長は選考委員会の報告を受けた選考結果を理事会にはかり、その承認を得て受賞者とする。

（その他）

第11条 表彰に要する費用は、原則として表彰事業特定資産の利子およびその取崩しをもって当てる。

（昭和35年 6月14日 制定施行）
（平成12年 3月14日 理事会改正議決）
（平成13年 1月23日 理事会改正議決）
（平成13年12月21日 理事会改正議決）
（平成14年12月16日 理事会改正議決）
（平成17年 9月20日 理事会改正議決）
（平成17年12月14日 理事会改正議決）
（平成21年12月 3日 理事会改正議決）
（平成23年 3月25日 理事会改正議決）
（平成23年12月 2日 理事会改正議決）
（平成25年 5月10日 理事会改正議決）
（平成28年 1月29日 理事会改正議決）
（平成29年 1月27日 理事会改正議決）